景観配慮の手続の流れ

事業熟度

低

事業の位置、規模等の基礎的諸元の検討

施設の最適案等の検討、用地取得等

※景観配慮書に係る手続は、用地取得及び実施設計を行う前に終えてください。

工事発注に必要な設計図、仕様書等の作成

高

事業者	県・市町村	許可行政庁等

景観評価

景観評価の実施

視点場等の調査、景観シミュレーション等による予測・評価の実施

景観配慮書に係る手続

景観配慮書の作成

調査・予測・評価の結果や景観保全対策の検討結果を示し、景観保全に関する事業者の考えをまとめた図書

※県に送付します。県は、市町村・許可行政庁等に転送します（事業者見解書、補正後の事業者見解書、着工届等も同様）。

知事意見書

※知事は、市町村長（必要に応じ学識経験者）の意見を聴いた上で事業者に意見を述べます［60日以内］（事業者見解書も同様）。

説明機会の付与請求

※事業者は、知事に対し、景観配慮書の記載事項について説明する機会を与えるよう請求することができます［30日以内］（事業者見解書に係る手続でも同様）。

景観配慮書の記載事項の検討

対象事業の目的・内容を修正するときは、知事に届出をし、当該届出に係る修正が軽微な修正に該当するか否かの判定を受ける必要があります（非該当→手続再実施）。

事業者見解書に係る手続

事業者見解書の作成

景観配慮書に対する知事意見を勘案し、必要に応じ事業の諸元や景観保全措置の見直し等を行い、その結果をまとめた図書

意見提出不要な場合

意見提出必要な場合

※1

意見提出不要である旨の通知

知事意見書

※1又は※2のいずれかがされたときは、60日を待たず法令に基づく許可申請・届出の手続に移行できます。

60日以上開ける必要があります。

事業者見解書の補正等

※事業者は、事業者見解書に対する知事意見を勘案し、記載事項に検討を加え、修正を必要と認めるときは事業者見解書を補正し、修正を必要としないときはその旨及びその理由を知事に通知します。

説明機会の付与請求

※2

関係書類の公開

※事業者見解書に対し知事意見が述べられる等した後は、配慮措置の上、景観配慮書、事業者見解書、知事意見書等の関係書類が公開されます。

措置要請

法令による許可の申請・届出等

行政指導

許可等の処分

工事着工

［2週間以内］

着工届

工事完了

［2週間以内］

完了届